

2024年4月入学

慶應義塾大学大学院入学試験問題

法 務 研 究 科

法律科目試験
(商法・民事訴訟法・刑事訴訟法)

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
 2. この問題冊子は8頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
 3. 受験番号(2箇所)と氏名は、解答用紙(表)上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
 4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはならない。
 5. 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、解答用紙の交換や再交付の求めには応じない。
 6. 答案は横書きとし、解答用紙(表)の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
 7. 答案は、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
 8. この問題冊子の5, 8頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用すること。また、解答用紙を下書きに用いてはならない。
 9. 注意に従わずに書かれた答案、乱雑に書かれた答案、解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

民事訴訟法

【事例】

Xは、父Aが死亡したことから、唯一の相続人としてAの財産を整理するため、相続財産を書類等で確認していたところ、隣県B市郊外に約300坪の土地（以下、「甲地」という。）を有していることが分かった。そこで、Xが、甲地の現況を確認するために現地を訪れると、甲地の近くに住むYが、甲地を家庭菜園用の畑と自家用車の駐車場に利用していた。Xが、甲地で農作業をしていたYにどのような経緯で利用しているのかを尋ねたところ、元々自分が所有する土地であるとか、知り合いのCから借りたなど言を左右にした。そのため、Xが、甲地は元々はAの所有であり自分はその相続人であることを告げると、Yは作業を中断して自宅に引き返し、それ以降、Xとの交渉にはまったく応じていない。そこで、Xは、Yを相手に甲地の明渡しを求める訴えを提起することにした。

【設問】

以下の各問について民事訴訟法上の観点から論じなさい。なお、問1と問2は相互に関連しない。

問1

Xは、Yに対して、甲地につき所有権に基づく明渡請求訴訟を提起した。これに対して、Yは、甲地についてAとの間で15年前に賃貸借契約を締結していたと主張したため、Xは、契約締結の事実はないとしてこれを争った。しかし、裁判所は、Yによる賃借権の抗弁を認めて請求を棄却する判決を下し、同判決は確定した。その後、Xは、甲地につきYの賃料不払いを理由に賃貸借契約を解除したと主張して、賃貸借契約終了に基づく明渡請求訴訟を提起した。これに対して、Yは、甲地についてAと結んだ契約は使用貸借であり、賃貸借ではないと主張して争った。（1）前訴判決によりXの後訴の提起および主張は遮断されるか、（2）前訴判決により後訴におけるYの主張は遮断されるかを、旧訴訟物理論を前提に検討しなさい。

問2

Xは、Yに対して、甲地につき所有権に基づく明渡しを求めるとともに、明渡しまでの賃料相当損害金の支払を求める訴えを提起した。本件訴えのうち賃料相当損害金の請求にかかる部分について、訴えの利益が認められるか否かを検討しなさい。